

登別市児童生徒就学援助規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な学齢児童及び学齢生徒の保護者に対して必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者又はそれに代わる者として登別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者をいう。
- (3) 世帯の構成員 住民基本台帳上の世帯が同一の者又は住民基本台帳上の世帯が別であっても生計が同一の者をいう。
- (4) 学校長 児童生徒が就学する学校の校長をいう。

(受給の資格)

第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）又は義務教育学校に在学し、登別市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により登別市立の小学校又は中学校への就学を許可された児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者以外の児童生徒の保護者であって、就学援助を実施する年度（以下「実施年度」という。）において次に掲げるいずれかに該当する者。ただし、当該保護者がアからケまでに該当するときは、実施年度の前年（申請受付日が1月1日から3月31日の場合は前々年）における世帯の構成員の収入の合計額が、生活保護法第8条に規定する基準需要額に100分の120を乗じて得た額以下の世帯の構成員たる保護者とする。
 - ア 生活保護法による保護の停止又は廃止の措置を受けた者
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市民税の非課税の措置を受けた者

- ウ 地方税法第323条の規定による市民税の減免の措置を受けた者
- エ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免の措置を受けた者
- オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免の措置を受けた者
- カ 国民年金法（昭和34年法律第192号）第89条及び第90条の規定による保険料の減免の措置を受けた者
- キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予の措置を受けた者
- ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当を支給されている者
- ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた者
- コ 天災その他特別な理由のある者

（援助の費目）

第4条 就学援助の費目、支給方法等は、別表のとおりとする。

- 2 要保護者にあつては、別表の費目のうち教育扶助及び医療扶助により支給される費目については支給しない。
- 3 前条第2号に該当する保護者のうち、本市以外の市区町村に住民登録を有する者にあつては、別表の費目のうち学校給食費及び医療費を支給する。
- 4 前条第2号に該当する保護者のうち、本市に住民登録をしており、かつ、本市以外の公立の小学校、中学校又は義務教育学校に児童生徒を在学させている者にあつては、別表の費目のうち、学校給食費及び医療費並びに学校が所在する市町村より支給される就学援助費と重複する費目については、支給しない。
- 5 別表の支給方法のうち保護者に直接支給される費目について、当該保護者が学校に支払うべき経費を滞納している場合は、学校長に支給することができる。

（受給の申請）

第5条 就学援助を受けようとする保護者（生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者を除く。）は、毎年度、教育委員会が定める申請の期限までに、申請理由、児童又は生徒の家庭状況その他必要な事項を記載した就学援助費申請書兼要保護及び準要保護世帯票（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。この場合において、教育委員会が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 第3条第2号に該当する保護者にあつては、世帯の構成員の収入状況を証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、学校長を経由して行うものとする。この場合において、学校長は、教育的立場から意見を付するものとする。ただし、小学校に入学するとき、転入学その他特別の事情があるときは、この限りでない。

(受給者の認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請書及び書類の提出があったときは、当該申請の内容を審査の上、就学援助の認定の可否を決定し、学校長を通じて申請者に就学援助認定通知書(別記様式第2号)又は就学援助否認通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。この場合において、教育委員会は、学校長の意見に十分配慮するものとする。

(就学援助の支給額)

第7条 就学援助の支給額は、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(就学援助の開始)

第8条 就学援助は、第5条の規定による申請の日が属する年度の4月1日から開始する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で申請があった場合は、当該申請のあった日が属する月の初日から開始するものとする。この場合において、新入学児童生徒学用品購入費の支給は行わない。

(支給の保留)

第9条 教育委員会は、認定要件となった事項の変更が推測できるときには、就学援助費の支給を保留することができる。ただし、支給の保留は当該年度を超えてはならない。

(異動の届出)

第10条 第6条の規定により就学援助の受給の認定を受けた者(以下「受給認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出るものとする。この場合において、受給認定者が当該届出を行わなかったときは、学校長は、受給認定者に代わって教育委員会に届け出ることができる。

(1) 第3条各号の規定に該当しなくなった場合

(2) 児童生徒又は受給認定者が登別市以外に転居した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が、就学援助の必要がなくなったと認めた場合

(認定の取消等)

第11条 教育委員会は、受給認定者が就学援助を必要としなくなったとき又は虚偽その他不正の行為により支給の認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、受給認定者及び学校長に就学援助認定取消決定通知書（別記様式第4号）により通知するとともに、既に支給した就学援助の支給額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、教育委員会において返還を要しないと認めた者についてはこの限りでない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、就学援助の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（平成28年教育委員会規則第5号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に教育委員会から就学援助の支給の認定を受けている保護者は、この規則による就学援助の支給の認定を受けた保護者とみなす。

別表（第4条関係）

費目	定義	支給方法	支給学年
1 学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費（2学年以上は通学用品費を含む）	保護者へ直接支給	全学年
2 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料	保護者へ直接支給	小学校にあつては1～4学年、中学校にあつては1学年
3 校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料	保護者直接へ支給	小学校にあつては第5学年、中学校にあつては第2学年
4 修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他経費	保護者又は学校へ支給	小学校にあつては第6学年、中学校にあつては第3学年
5 体育実技用具	児童生徒が正課の体育又は保健体育の授業の実施に必要な	学校を経由し保護	小学校にあつては第1学年及び4学

	体育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているもの（教育委員会から学校へ貸与しているものを除く）	者へ現物支給	年、中学校にあっては第1学年 （中等教育学校に在籍する生徒は対象としない）
6 新入学児童生徒学用品購入費	小学校又は中学校に新入学するものが通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	保護者へ直接支給	当初認定を受けた小学校、中学校ともに第1学年
7 通学費	小学生においては片道の通学距離が4km以上、中学生においては片道の通学距離が6km以上の者で交通機関を利用し通学する場合の定期券購入費	保護者または学校へ支給	全学年 （中等教育学校に在籍する生徒は対象としない）
8 学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の学校給食に要する経費	学校へ支給	全学年
9 医療費	児童生徒が学校保健安全法施行令第8条の疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する経費	学校を経由し保護者へ医療券を発行	全学年
10 PTA会費	各学校における1人あたりの実費額	学校へ支給	全学年 なお、同一学校に兄弟姉妹が在籍する場合は長子のみ支給する

別記様式第1号（第5条関係）

年度就学援助費申請書兼
要保護及び準要保護世帯票

区 分	
1. 要保護	2. 準要保護

年 月 日

登別市教育委員会 様

住所 登別市 町 丁目 番地
氏名 印
電話 ()

下記の理由により申請します。なお、就学援助の認定について必要があるときは、私及び私の世帯の市民税課税状況及び住民基本台帳を確認することに同意します。

①学校名 立 学校	4月1日以降の 学年・児童氏名		①学校名 立 学校	4月1日以降の 学年・生徒氏名		前年度就学 援助の有無 有・無
	年			年		
	年			年		
	年			年		
	年			年		

②世帯構成 (世帯全員分)	氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業・勤務先・学校名及び学年
			1 世帯主			男・女
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
		8				

③住宅の状況	自家・公住・民間借家(家主氏名)・その他()	家賃月額 円
--------	--------------------------	--------

○で囲んでください。	④ 援助を必要とする理由を (1)生活保護が廃止・停止された。 (2)市町村民税が非課税(減免)となった。 (3)個人事業税が減免された。 (4)固定資産税が減免された。 (5)国民年金保険料が減免された。 (6)国民健康保険税が減免(徴収猶予)された。 (7)児童扶養手当が支給された。 (8)世帯更生資金の貸付を受けた。 (9)職業安定所登録日雇い労働者。 (10)その他特別な理由のある場合。
	※添付書類が必要です。裏面【必要な証明書】を参照し添付してください。 ※(10)の理由に該当する方は、次のカッコ内にその理由を詳細に記入してください。 申請理由 ()

●この申請に必要な証明書等については、裏面に説明がありますので、確認の上、必要な証明書を添付して提出してください。(証明書が無い場合は、手続きができません)

必 要 な 証 明 書

○申請書に添付する書類について

昨年1年間に収入を得た方全員の収入を証明する書類（1月～12月分）が必要です。

（所得がない場合でも『収入』があれば必要となります）

①	給与収入	前年分の源泉徴収票の写し 事業主が発行した給与支払証明書等（証明印があるもの）の写し ※昨年1年間に収入がない場合や収入証明がない場合は市税務グループで申告を行い証明書類の写しを添付してください ※印鑑持参、窓口で「就学援助用、収入ないことの証明書が必要」と伝えてください。
②	事業所得・その他の所得	前年分の確定申告書又は現年度の市民税・道民税申告書の写し
③	各種年金収入	前年分の年金振込通知書（年金の源泉徴収票）等のハガキ等の写し
④	個人事業税が減免された	個人事業税納税通知書兼領収書又は個人事業税納税額異動通知書等の写し
⑤	固定資産税が減免された	固定資産税納税通知書の写し
⑥	国民年金保険料が減免された	国民年金保険料減免申請昇任通知書の写し
⑦	国民健康保険税が減免（徴収猶予）された	国民健康保険税の更生通知書（減免）又は国民健康保険税徴収猶予昇任通知書などの写し
⑧	児童扶養手当	児童扶養手当証書の写し
⑨	世帯更生資金の貸付を受けた	世帯更生資金貸付決定通知書の写し
⑩	職業安定所登録日雇い労働者	失業者就労事業紹介対象者手帳の写し

学校記入欄（申請者は何も記入しないでください）

の 学 校 長 の 意 見	
上記の者を、就学援助を必要とする児童生徒として報告します。	
年 月 日 登別市教育委員会 様	学校名 登別市立 学校 校長名 校長 印
	学校名 登別市立 学校 校長名 校長 印

の 決 定 事 項 の 教 育 委 員 会	認定区分	否認定（主な理由）	認定取消（主な理由）
	認定 否認定		

登 第 号
年 月 日

様

登別市教育委員会

教育長

就学援助認定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、審査した結果、
就学援助の該当者として認定しましたので、次のとおり通知します。

記

学年	児童生徒名	認定年月日	備考（支給開始年月日）
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

<教示>

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

登別市教育委員会
教育長

就学援助否認定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、審査した結果、
就学援助基準に該当しませんので、次のとおり否認定としますので通知します。

記

学 年	児 童 生 徒 名	否認定年月日	備 考

< 教 示 >

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

登別市教育委員会
教育長

就学援助認定取消決定通知書

年 月 日付けで認定しました就学援助について、次の理由により認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 対象児童生徒氏名
- 2 認定取消年月日
- 3 認定取消の理由

< 教示 >

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。